

生駒市条例第9号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和35年6月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「610円」を「660円」に、「940円」を「1,000円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「550円」を「590円」に、「870円」を「950円」に、「

1本	1,200円
----	--------

」を「

1本	1,300円
----	--------

」に、「55円」を「59円」に、「5円」を「6円」に、「3円」を「4円」に、「540円」を「580円」に、「330円」を「350円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「460円」を「500円」に、「23円」を「25円」に、「33円」を「35円」に、「49円」を「53円」に、「66円」を「71円」に、「98円」を「110円」に、「130円」を「140円」に、「230円」を「250円」に、「660円」を「710円」に、「

1平方メートル	1,200円
---------	--------

」を「

1平方メートル	1,100円
---------	--------

」に改め、同表備考第5項中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得ている者で、既に当該許可又は同意に係る占用料を改正前の生駒市道路占用料に関する条例の規定により納付しているものの占用料の額については、当該占用料を納付している期間に限り、なお従前の例による。